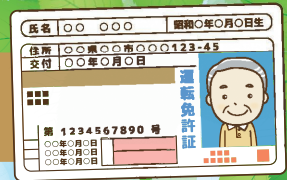
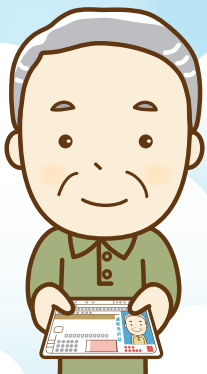


『自動車等運転免許証』



自主返納をお考えの 皆さまへ



「自動車等運転免許証を自主返納」した方を
対象にして、市内の乗合タクシー等で利用できる
共通回数券を交付しています。

警察署で「運転免許証の自主返納」手続きが完了した後、
市役所で「共通回数券交付申請」の手続きをお願いします。
詳しくは、裏面をご覧ください。

魚沼市乗合タクシー等共通回数券

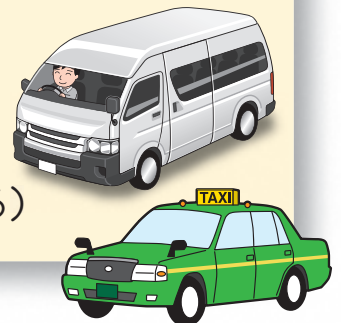
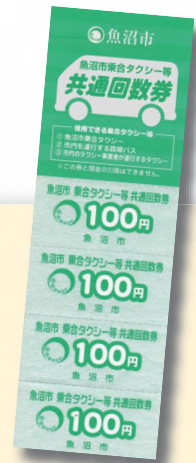
■市内交通機関で利用できる共通回数券（22,000 円相当）
申請により 1 回に限り交付します

■申請窓口

窓 口	場 所
生活環境課 交通対策係	魚沼市役所 本庁舎 2 階（15 番窓口）
北部事務所 総合窓口係	魚沼市役所 北部庁舎（旧守門庁舎）

■利用できる交通機関

- ①魚沼市乗合タクシー
- ②路線バス（魚沼市内を運行するバスに限る）
- ③タクシー（魚沼市内に所在するタクシー事業者に限る）



お問合せ



運転免許証等の自主返納について

小出警察署交通課 Tel 025-793-0110

共通回数券の交付について

魚沼市役所 生活環境課 交通対策係

Tel 025-792-9766

～魚沼市内で手続きを行う場合の手順～

はじめに

「小出警察署 交通課」へ行く



免許返納後は自動車の運転ができません。
ご家族の送迎や公共交通機関等でお越しください。

【持ち物】 ★運転免許証（有効期限内のものに限る）

【受付時間】 平日：午前9時から午後4時00分

①『運転免許取消申請書』を記入し、申請書と免許証を提出する。

※「運転経歴証明書」の申請を併せて行うことができます。

（顔写真付き本人確認資料として使用可、手数料：1,150 円 〔クレジットカード等の
キャッシュレス決済可〕）

魚沼市交通センター（魚沼市交通安全協会）で、顔写真撮影（無料）ができます。

②『申請による運転免許の取消通知書』が交付される。



次に

「魚沼市役所」へ行く



【持ち物】 『申請による運転免許の取消通知書』

【受付時間】 平日：午前8時30分から午後5時15分

①申請窓口で、『申請による運転免許の取消通知書』を提示し、
『共通回数券交付申請書』を提出する。

②『魚沼市乗合タクシー等共通回数券』が交付される。